

平成 27 年 3 月 24 日

消費者委員会

「クレジットカード取引に関する消費者問題についての建議」の実施状況報告等において説明願いたい事項

建議事項（平成 26 年 8 月 26 日）	実施状況報告（平成 27 年 2 月）	確認したい事項
<p>1. 加盟店の管理の徹底に係る制度整備 (建議事項 1)</p> <p>経済産業省は、クレジットカードを利用した取引における加盟店の悪質な行為を原因とする消費者被害の発生・拡大防止及び回復を図るため、加盟店の管理の徹底に係る以下の制度整備に向けた措置を講ずること。</p>	<p>平成 26 年 8 月 26 日付け「クレジットカード取引に関する消費者問題についての建議」も踏まえ、経済産業省 産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会において、建議事項 1 及び建議事項 2 に係る論点を含むクレジットカード取引の環境変化を踏まえた制度の見直し等について検討を進めており、平成 26 年 12 月 25 日に「中間的な論点整理」（別添 1）をとりまとめた。</p> <p>論点整理を踏まえて更なる検討を進め、立法事実の有無の検証及び制度的な措置を講ずる場合の制度設計等に係る議論を十分に尽くした上で、可能な限り速やかに結論を得ることとしたい。</p>	<p><経済産業省></p> <ul style="list-style-type: none"> 産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会における、制度の見直し等についての検討の主な内容と、今後のスケジュールについて、ご説明願いたい。 「中間的な論点整理」のパブリックコメントの結果についてご説明願いたい。
<p>(1) 加盟店契約会社（アクワイアラ）及び決済代行業者に対し、割賦販売法における義務付けを含む、加盟店の管理の実効性の向上のための措置を講ずること。</p>		<p><経済産業省></p> <ul style="list-style-type: none"> イシューアに不適正取引防止義務や苦情の適切処理義務を課すことについて、お考えをお聞かせ願いたい。 海外アクワイアラが関与する取引について、加盟店管理の実効性をどのように確保していくのかご説明願いたい。
<p>(2) 上記のアクワイアラ及び決済代行業者について、行政への登録等を義務付け、行政調査権限を規定すること。</p>		

建議事項（平成 26 年 8 月 26 日）

実施状況報告（平成 27 年 2 月）

確認したい事項

（建議事項 2）

経済産業省は、翌月一括払い（マンスリークリア）の取引における消費者被害の防止及び回復を図るため、二月払購入あっせん取引（翌月一括払い（マンスリークリア）の取引）について、包括信用購入あっせん取引と同様の抗弁の接続等の制度整備に向けた措置を講ずること。

建議事項（平成 26 年 8 月 26 日）	実施状況報告（平成 27 年 2 月）	確認したい事項
<p>（建議事項 3） 消費者庁及び経済産業省は、消費者自らによるクレジットカード取引における被害の発生・拡大防止及び回復等を図るため、以下の措置を講ずること。</p>	<p>＜消費者庁＞ クレジットカードの利用に関する知識について消費者教育及び消費者への情報提供を一層積極的に推進すること。その際、消費者が被害の拡大防止や回復を図る際に有用と思われる知識について、分かりやすく周知することについて</p>	
<p>（1）消費者庁及び経済産業省は、クレジットカードの利用に関する知識について消費者教育及び消費者への情報提供を一層積極的に推進すること。その際、消費者が被害の拡大防止や回復を図る際に有用と思われる知識について、分かりやすく周知すること。</p>	<p>クレジットカードの利用に関する知識についての消費者教育及び消費者への情報提供については、 （1）消費者庁が開設している消費者教育ポータルサイトにおいて、クレジットカード取引等に関する教材や、インターネット取引を含めクレジットカード取引を行う上での基本となる生活の管理、健全な家計運営や契約に関するトラブルについての教材などの幅広い提供、</p>	<p>＜消費者庁＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「金融経済教育と連携した消費者教育」の具体的な内容をご説明願いたい。 ・ 消費者教育ポータルサイトについて、利用者による活用状況をご説明願いたい。 ・ 消費者に対するチャージバックルールの周知の取組みについてご説明願いたい。 <p>＜経済産業省＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者に対するチャージバックルールの周知の取組みについてご説明願いたい。
<p>（2）経済産業省は、クレジットカード業界団体に対し、チャージバックルールが適切に運用されるよう、要請すること。</p>	<p>（2）消費者庁、独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体等が作成する啓発資料等も活用した様々な場における情報提供、</p>	<p>＜経済産業省＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ チャージバックルールの適切な運用、リボリング方式による支払いの仕組みやリスクの消費者への情報提供について、カード発行会

建議事項（平成 26 年 8 月 26 日）**実施状況報告（平成 27 年 2 月）****確認したい事項**

（3）経済産業省は、カード交付時やカード利用時における利用者への書面の交付の機会等を捉え、リボルビング方式による支払いの仕組みやリスクについて、より分かりやすく消費者に情報提供できるよう、カード発行会社に要請すること。

を行っているところである。

今後とも、消費者教育ポータルサイトへの掲載内容の充実を図り、利便性の向上に向けた改善を行うとともに、各種啓発資料等を活用した消費者への情報提供を積極的に推進する。

なお、消費者教育の推進については、平成 24 年に成立した「消費者教育の推進に関する法律」（平成 24 年法律第 61 号）の規定に基づき設置された消費者教育推進会議において、消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進方策について幅広く議論を行っている。特に、金融経済教育については、消費者教育の重要な要素であることから、金融経済教育の内容を消費者教育の内容に盛り込んでいくとともに、消費者教育推進会議での議論も踏まえ、金融経済教育と連携した消費者教育を推進していく。

<経済産業省>

経済産業省ウェブページにおいて、クレジットカードの仕組みやトラブル発生時の対応等についてまとめた「クレジットカード一年目の教科書」を掲載し、消費者への情報提供を行っているほか、今後、関係機関が保有す

社の取り組み状況をどのように把握していく予定か、ご説明願いたい。

建議事項（平成 26 年 8 月 26 日）

実施状況報告（平成 27 年 2 月）

確認したい事項

るクレジットカード関連の消費者向けの情報を経済産業省ウェブページからも閲覧が可能となるように改修する予定としている。

また、平成 27 年 2 月 5 日付け 20150129 商局第 1 号をもって、経済産業省大臣官房商務流通保安審議官から、一般社団法人日本クレジット協会会長宛てに、建議事項 3 に係る事項を含むキャッシュレス決済の適切な使い方に関する理解の増進等について要請を行った（別添 2）。

引き続き、関係機関と連携しつつ、消費者教育及び情報提供等の充実に取り組んでいく。